

いじめ(かもしれないこと)がおこったら・・・ に気付いたら・・・

加納中学校の先生たちは、話を聞いたその日から、解決のために動きます!!

いじめ防止対策推進法
第4条 生徒は、いじめを行ってはならない。



あれって、いじめじゃないかなあ？

- ★気付いた人は、どの先生や友達や家族でもいいので、知らせてください。いやな思いをしている人も相談してください。ここタンの「聞いてほしい」を押して知らせてもいいです。
- ★知らされたり、相談されたりした先生から、いじめ対策監(生徒指導)の先生⇒教頭・校長先生に必ず伝わります。

対策チームで対応

詳しく調べます。(事実を明らかにします。)

- ★気付いた人⇒された人⇒見ていた人⇒いじめた人の順を基本に、別々に複数人で話を聞きます。※自習にして話を聞くこともあります。
- ★聞いたことを全て踏まえて、起こったこと(いじめかどうか)を明らかにします。

保護者に連絡します。

- ★いじめた人やいじめられた人の保護者に連絡して、起こったことなどを伝えます。いじめに加わった人への生き方指導をします。

いじめた人を指導します。

- ★いじめた人やいじめに加わった人への生き方指導をします。
- ★いじめられた人の安全の確保と心身のケアをします。

された人を
サポートします。

場合によっては・・・

想いを伝える
会を開きます。

- ★いじめた子といじめられた子がそれぞれの想いを伝えます。
- ★学校から、これから(見守り、見届け)について話をします。

様子を見守り、
保護者にお知らせします。

- ★指導後の様子について、多くの職員の見届け、保護者にお知らせします。

